令和６年３月

神戸市中央卸売市場本場 関連棟の空き区画
使用者募集要項　（随時募集・先着順）

１．募集内容　神戸市中央卸売市場本場（神戸市兵庫区中之島１丁目１－４）
関連北棟・関連中央棟・関連南棟の空き区画の使用者

２．募集区画　場所は別紙図面のとおり

№.	区　画 （募集区画）	面　積	施設使用料 （月額）	入居の条件
1	空区画①（中央棟３階１号）	31 ㎡	53,165 円	事務所
2	空区画②（中央棟３階６号）	31 ㎡	53,165 円	事務所
3	空区画③（中央棟３階 13 号）	31 ㎡	53,165 円	事務所
4	空区画④（中央棟３階 15 号）	31 ㎡	53,165 円	事務所
5	空区画⑤（中央棟３階 18 号）	31 ㎡	53,165 円	事務所
6	空区画⑥（中央棟３階 21 号）	31 ㎡	53,165 円	事務所
7	空区画⑦（中央棟３階 22 号）	31 ㎡	53,165 円	事務所
8	空区画⑧（中央棟３階 24 号）	31 ㎡	53,165 円	事務所
9	空区画⑨（中央棟２階２号）	31 ㎡	65,410 円	飲食営業
10	空区画⑩（中央棟２階 15 号）	31 ㎡	65,410 円	飲食営業
11	空区画⑪（中央棟１階 32 号）	20 ㎡	42,200 円	物販営業
12	空区画⑫（中央棟１階 20・43・44 号）	59 ㎡	124,490 円	物販営業
13	空区画⑬（北棟３階１号・２号）	73 ㎡	125,195 円	事務所
14	空区画⑭（南棟２階１号・２号）	115 ㎡	197,225 円	事務所

すべての区画は禁煙です。
№9・10 の飲食営業及び№11・12 の物販営業：原則として市場の開市日は営業すること。
№9・10 の飲食営業：営業時間は朝３時から２２時までの範囲とすること。
№9・10 の飲食営業：飲食店舗利用者向けの共用駐車場（７台）があります。

３．募集対象

（１）№9・10・11・12 の区画（飲食・物販）

① 関連事業者（神戸市中央卸売市場業務条例（令和２年４月神戸市条例第１号）（以下、「条例」という。）第 32 条第１項の規定により市長の許可を受けたもの）

なお、関連事業者であっても、神戸市中央卸売市場業務条例施行規則（令和２年５月神戸市規則第１４号）第２４条の規定により許可を受けた業種と異なる業種で施設を使用する場合は、当該業種ですみやかに関連事業の許可を受けようとする意思のあるもの。

② ①にかかわらず、卸売業者（条例第９条第１項の規定により市長の許可を受けたもの）あるいは仲卸業者（条例第 22 条第１項の規定により市長の許可を受けたもの）であって、すみやかに関連事業の許可を受けようとする意思があるもの。

③ ①･②に該当しない場合､すみやかに関連事業の許可を受けようとする意思があるもの。なお、新規に関連事業の許可を受ける場合は、「７．関連事業の許可」を参照して下さい。

（２）№9・10・11・12 以外の区画（事務所）

① 卸売業者、仲卸業者または関連事業者

② ①に該当しない場合、すみやかに卸売業者、仲卸業者または関連事業の許可を受けようとする意思のあるもの（卸売業者、仲卸業者の許可については個別に相談ください）。

４．申請方法

① 所定の申込様式を本場管理係の窓口に提出する。提出される方は、事前に神戸市へご連絡のうえ、来所して下さい。所定の申込様式はＥメールでの請求可。

② 申込書には、日付、業務許可の種別、事業者名、代表者名、遵守事項に対する誓約を記入する。

③ 募集区画内を見学したい方は、事前に管理係に連絡のうえ見学日時を予約すること。

提出・連絡先

神戸市兵庫区中之島１－１－４　関連中央棟４階
神戸市経済観光局中央卸売市場運営本部本場管理係
電話番号：(078) 672-8152
受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）９時～17 時

５．前使用者の残置物についての確認事項

① 対象施設に前使用者が残置した設備、備品、物品等がある場合、すべて新しい使用者に帰属するものとし、神戸市はそれらの更新、補修、処分の義務を負わない。

② なお、新しい使用者が対象施設から退去する場合、前使用者が残置した設備、備品、物品等を撤去しなければならない。

６．その他留意事項

① 施設で使用する電気は、本市が供給する電気を使用すること。水道、ガスは使用者が供給者に利用を申し込むこと。

② 施設の使用条件を指定した日から施設使用料が発生する（月の途中の場合は日割計算）。施設使用料は、使用月の毎月 25 日までに納付すること。なお、電気料金は、使用月の翌月に施設使用料とあわせて納付すること。

③ 施設の模様替えは、施設の使用条件を指定した日以後、別途、模様替申請の許可を受けた

後に可能である。

④　関連事業者は、施設の使用開始までに保証金（施設使用料の月額金額の３倍）を納付すること。

⑤　本市で指定する設備容量や内装制限を遵守すること。

７．関連事業の許可

（１）申請の要件

関連事業の許可を申請する場合、以下の要件をすべて満たす必要があります。

①　条例第 32 条第３項（※１）に該当しないこと。

②　神戸市条例その他関連法令を遵守できること。

③　施設を使用するにあたって、施設指定の条件を遵守できること。

④　国税、地方税及び神戸市中央卸売市場に関する施設使用料・償還金の滞納がないもの。

⑤　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員が役員または代表者としてもしくは実質的に経営に関与している法人等、その他暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているものなど、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第５条各号に該当するものではないこと。

（※１）条例第 32 条第３項

市長は，前項の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは，第１項の許可をしてはならない。ただし，市場の利用者に便益を提供する業務にあっては第４号に該当する場合を除き，許可することができる。

（１）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であるとき。

（２）禁錮以上の刑に処せられた者で，その刑の執行を終わり，又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して３年を経過しないものであるとき。

（３）第 34 条又は第 61 条第１項の規定による許可の取消しを受け，その取消しの日から起算して３年を経過しない者であるとき。

（４）申請に係る業務を適確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。

（５）法人である場合，その業務を執行する役員のうちに第１号から第３号までの各号のいずれかに該当する者があるとき。

（２）申請時に提出する書類

①　関連事業者業務許可申請書

②　事業計画書

対象となる施設を利用して営業を行うにあたっての基本的な考え方など「事業計画書」としてまとめたもの

③　誓約書

④　事業収支見込（営業開始日後２年間）

⑤　その他

（※日付のあるものは全て提出日の３か月以内のもの、コピー不可）

【法人の場合】

ア　定款または規約

イ　登記事項証明書

ウ　代表者の印鑑証明書

エ　業務を執行する役員の身分証明書等（本籍地の属する市区町村長の発行するもの）
オ　業務を執行する役員の履歴書と写真
カ　法人の市税等の納税証明書
キ　株主または出資者名簿
ク　直近２年間の貸借対照表及び損益計算書
ケ　法人にかかる金融機関発行の直近の預金残高証明書

【個人の場合】
ア　申請者の印鑑証明書
イ　申請者の住民票の写し
ウ　申請者の市税等の納税証明書
エ　本籍地の属する市区町村長の発行する申請者の身分証明書等
オ　申請者の履歴書と写真
カ　資産及び負債に関する書類（資産調書）
キ　直近２年間の営業報告書
ク　金融機関発行の直近の預金残高証明書

※１　その他必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
※２　申請書、誓約書等押印が必要な書類は、印鑑証明書の印と同じ印で押印してください。
（注）　提出された書類は、いかなる理由があっても返却しません。

（問い合わせ先）
神戸市兵庫区中之島１－１－４
関連中央棟４階　神戸市管理係
電　話　（078）672-8152
ＦＡＸ　（078）651-8518